

【参考】「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会において、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用を見直した内容です。

【平成 23 年 10 月 26 日】

1. 仮設住宅・借上げ住宅に入居中の方々について

(1) 仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するかどうかを判断することといたしました。

【平成 24 年 1 月 25 日】

2. 自由財産の拡張について

- (1) 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張する。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また、被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- (2) 現預金以外の法定の自由財産(および義損金等特別法による現預金等の自由財産)は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- (3) 地震保険中に家財(差押禁止財産)部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- (4) 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

【平成 24 年 12 月 18 日】

3. 震災後に購入した不動産の取扱いについて

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。